

財 関 第 1 1 4 3 号
平成 1 9 年 8 月 3 1 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸恭

関税法基本通達等の一部改正について

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定を改正する議定書(平成 19 年条約第 9 号)及び戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定(平成 19 年条約第 8 号)の施行に伴い、関税法基本通達等の一部を下記のとおり改正し、平成 19 年 9 月 2 日から(第 2、第 3 及び第 4 については同年 9 月 3 日から)実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号)の一部を次のように改正する。

別紙 1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 関税法基本通達の一部を次のように改正する。

別紙 2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 3 条約等基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 106 号)の一部を次のように改正する。

別紙 3「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 4 税関様式関係通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号)の一部を次のように改正する。

(税関様式の一部改正)

1 . 税関様式 C 第 5292 号から税関様式 C 第 5296 号までをそれぞれ別紙 4 - 1 から別紙 4 - 5 までのように改める。

2 . 税関様式 C 第 5290-5 号を別紙 4 - 6 のように定める。

第 5 輸入申告書の添付書類の簡素合理化について(昭和 57 年 3 月 25 日蔵関第 326 号)の一部を次のように改正する。

別紙 5「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げ

るように改める。

(了)